

災害救助法 応急修理 対象内外工事事例

- 凡例 □ : 応急修理対象
● : 対象外

2019/11/7修正

◎ 対象【全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊(準半壊:損害割合10%以上)】	
□ 令和元年度台風第15号、第19号、令和元年10月25日の大雨	
◎ 応急修理 対象工事	
□ 対象範囲 : 屋根・外壁・窓(建具)等の基本部分、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分	
□ 日常生活に欠かせない居室(居間、寝室、炊事室、便所、浴室これらをつなぐ廊下)の修理	
◎ 対象内外工事事例	
部位	対象
共通	対象 □ 内装に関するものは原則として対象外(例外対象は下記による) □ 修理に伴う撤去 □ 構造修理や設備取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修
	対象外 ● 災害が原因ではない破損個所の修理 ● 解体工事のみ ● 洗浄・消毒等
屋根	対象 □ 壊れた屋根の補修(瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの葺き材の変更も対象) □ 屋根の修理とともに行う雨どいの補修 □ 工事に必要な付帯仮設工事等も対象
	対象外 ● 古くなった屋根葺き材の取替
構造部材	対象 □ 傾いた柱の家起こし(筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。) □ 破損した柱梁等の構造部材の取替 □ 柱修理等に必要な内装の修理(復旧)は対象
外壁	対象 □ 壊れた外壁の補修(土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む) □ 外壁の修理とともに内壁側の壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象 □ 壊れた外壁の断熱材(断熱材の吸水膨張による取替え等 → 断熱材の質、分量等については原則従前復旧)
	対象外 ● 壊れていない外壁の断熱材・仕上げ材のみの取替
基礎	対象 □ 壊れた基礎の補修(土台損傷、柱はずれ、基礎崩れ、ひび) (無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。)
床	対象 □ 応急修理の対象範囲は日常生活に欠くことのできない居間、寝室、炊事室、便所、浴室及びこれらをつなぐ廊下等のための工事 例: 床組(根太、大引等)、下地板(合板、座板)又は床板が壊れている、吸水による変形、破損、床下の湿気・悪臭・汚損がある修繕 □ 壊れた床の補修(床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の断熱材、仕上げ材(一般的なもの)、畳の補修復旧も対象、
	対象外 ● 日常生活に欠くことのできない部屋以外の箇所の修理 ● 洗浄、消毒、防蟻処理、等 ● 仕上げ材のみ(フローリング、クッションフロア)が吸水による変形の修繕 ● 畳のみ交換
壁(外壁以外)	対象 □ 壁の構造部材(柱 または 構造用合板)が壊れている修繕 □ 下地板・仕上げ材が吸水により湿気・悪臭・汚損があり日常生活に支障がある箇所は対象
	対象外 ● クロスのみ剥がれているものの張替 ● ふすま、障子の張替・交換 ● 内壁の断熱材 ● 壁紙の洗浄・消毒等
天井	対象 □ 日常生活に欠くことのできない居間、台所、トイレ、風呂等における天井の破損、落下、ずれ、たわみの損傷箇所
	対象外 ● 汚れによる交換
建具	対象 □ 外部に面する壊れた戸、窓の補修(破損したガラス、カギの取替を含む)(雨戸は内部が木建具である等、日常生活に不可欠な場合に限る。) □ 割れたガラスの取替(取り替えるガラスはペアガラスでも可)
	対象外 ● 内部建具 ● 網戸
上下水道	対象 □ 上下水道配管の水漏れ部分の補修(配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む)
浄化槽	対象 □ 浄化槽(プロア一含む)が壊れたことによる交換(破損個所のみ)
電気	対象 □ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修(スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む)
ガス	対象 □ ガス給湯器、瞬間湯沸かし器、電気温水器が壊れたことによる交換
造付け家具	対象外 ● 対象外(押入れ内の棚板、内壁(コンパネ)の張替)
設備	対象 □ キッチン(コンロ、シンク等)が破損、汚損したことによる交換
	対象外 ● キッチンの扉、棚板の吸水による変形
給排気	対象 □ 壊れた給排気設備の取替
衛生設備	対象 □ 洗面化粧台(洗面ボールのみ)が破損したことによる交換(※破損個所のみ) □ 壊れた便器、浴槽等の交換(便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。)
	対象外 ● 化粧洗面台の扉の吸水による変形、鏡の破損の修繕 ● 壊れていない便器等
エアコン	対象外 ● エアコンは対象外(壁掛け、埋め込み)
家具・家電	対象外 ● 対象外(照明器具、テレビアンテナ)
その他附属物	対象外 ● ソーラーパネル、太陽熱温水器 ● はね出しのバルコニー、ベランダ、サンルーム